

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年10月14日
【四半期会計期間】	第15期第3四半期（自 2022年6月1日 至 2022年8月31日）
【会社名】	株式会社エクスマーション
【英訳名】	e X m o t i o n C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 博之
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎二丁目11番1号
【電話番号】	03(6420)0019(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長兼経営企画室長 三上 宏也
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎二丁目11番1号
【電話番号】	03(6420)0019(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長兼経営企画室長 三上 宏也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第3四半期累計期間	第15期 第3四半期累計期間	第14期
会計期間	自 2020年12月1日 至 2021年8月31日	自 2021年12月1日 至 2022年8月31日	自 2020年12月1日 至 2021年11月30日
売上高 (千円)	710,153	765,516	957,925
経常利益 (千円)	111,097	146,101	145,633
四半期(当期)純利益 (千円)	76,432	100,837	100,207
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	446,854	448,824	448,251
発行済株式総数 (株)	2,929,100	2,954,800	2,947,300
純資産額 (千円)	1,469,953	1,554,212	1,496,459
総資産額 (千円)	1,586,707	1,683,081	1,605,846
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	26.18	34.17	34.26
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	25.36	33.46	33.25
1株当たり配当額 (円)	-	-	15.00
自己資本比率 (%)	92.6	92.3	93.2

回次	第14期 第3四半期会計期間	第15期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2021年6月1日 至 2021年8月31日	自 2022年6月1日 至 2022年8月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	10.32	13.67

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、経済社会活動の正常化が進み、緩やかな景気の持ち直しの動きが見られました。先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、世界的な金融引締めが続く中で、金融資本市場の変動や物価上昇、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。

当社の事業領域である組込みソフトウェア開発のコンサルティング業界におきましては、引き続き、製造業におけるソフトウェアの重要性が高く、高付加価値の支援が必要とされています。特に自動車業界における電動化や自動運転をはじめとするCASE領域では、ソフトウェアの大規模・複雑化が進んでおり、また、製造業のDX化もあり、人材の確保とリスクリングが急務と考えております。

このような環境の下、コンサルティング事業は、CASEやソフトウェア・ファーストの領域で受注を伸ばし、堅調に推移しました。また、サービス開始から2年目となる「Eureka Box」（ユーリカボックス）は、デジタルマーケティングの社内体制が整い、本格的な販売促進フェーズに移行し、販売パートナーと提携し、販路拡大の推進を図っております。

費用面においては、採用数の増加、「Eureka Box」の販売促進に伴い、販売費及び一般管理費が増加しました。

#### a. 財政状態

##### (資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は1,601,177千円となり、前事業年度末に比べ64,441千円増加いたしました。これは主に四半期純利益の計上に伴い現金及び預金が33,398千円増加したことと、増収に伴い売掛金が28,062千円増加したことによるものであります。固定資産は81,904千円となり、前事業年度末に比べ12,793千円増加いたしました。これは主に投資その他の資産に含まれる繰延税金資産が14,071千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は1,683,081千円となり、前事業年度末に比べ77,235千円増加いたしました。

##### (負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は128,868千円となり、前事業年度末に比べ19,481千円増加いたしました。これは主にその他に含まれる預り金が16,848千円減少した一方で、賞与引当金が37,607千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は128,868千円となり、前事業年度末に比べ19,481千円増加いたしました。

##### (純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は1,554,212千円となり、前事業年度末に比べ57,753千円増加いたしました。これは主に剰余金の配当に伴い利益剰余金が44,208千円減少した一方で、四半期純利益の計上に伴い利益剰余金が100,837千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は92.3%（前事業年度末93.2%）となりました。

#### b. 経営成績

当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高は765,516千円（前年同期比7.8%増）、営業利益145,129千円（同32.6%増）、経常利益146,101千円（同31.5%増）、四半期純利益100,837千円（同31.9%増）となりました。

なお、当社はコンサルティング事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

- (2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定  
前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。
- (3) 経営方針・経営戦略等  
当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。
- (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題  
当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。
- (5) 研究開発活動  
該当事項はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年10月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,954,800	2,954,800	東京証券取引所 (グロース)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,954,800	2,954,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2022年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年6月1日～ 2022年8月31日 (注)	1,500	2,954,800	115	448,824	115	439,824

(注)新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2022年5月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,951,800	29,518	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,500	-	-
発行済株式総数	2,953,300	-	-
総株主の議決権	-	29,518	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式55株が含まれています。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2022年6月1日から2022年8月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年12月1日から2022年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年11月30日)	当第3四半期会計期間 (2022年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,373,442	1,406,841
売掛金	157,470	185,532
仕掛品	119	344
貯蔵品	31	197
その他	5,672	8,260
流動資産合計	1,536,736	1,601,177
固定資産		
有形固定資産	15,796	17,063
無形固定資産	27,215	25,234
投資その他の資産	26,098	39,605
固定資産合計	69,110	81,904
資産合計	1,605,846	1,683,081
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払法人税等	35,886	39,494
賞与引当金	-	37,607
その他	73,501	51,766
流動負債合計	109,387	128,868
負債合計	109,387	128,868
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	448,251	448,824
資本剰余金	439,251	439,824
利益剰余金	608,813	665,441
自己株式	67	67
株主資本合計	1,496,248	1,554,022
新株予約権	210	190
純資産合計	1,496,459	1,554,212
負債純資産合計	1,605,846	1,683,081



## ( 2 ) 【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

( 単位：千円 )

	前第3四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年8月31日)
売上高	710,153	765,516
売上原価	423,880	406,509
売上総利益	286,272	359,006
販売費及び一般管理費	176,797	213,877
営業利益	109,475	145,129
営業外収益		
受取利息	13	13
未払配当金除斥益	-	55
受取手数料	450	-
助成金収入	1,158	900
その他	0	2
営業外収益合計	1,622	972
経常利益	111,097	146,101
特別損失		
固定資産除却損	17	0
特別損失合計	17	0
税引前四半期純利益	111,080	146,101
法人税、住民税及び事業税	46,828	59,335
法人税等調整額	12,179	14,071
法人税等合計	34,648	45,264
四半期純利益	76,432	100,837

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、進捗部分について成果の確実性が認められる案件については工事進行基準を、その他の案件については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年11月30日)	当第3四半期会計期間 (2022年8月31日)
当座貸越限度額の総額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	300,000	300,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年8月31日)
減価償却費	13,256千円	14,501千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2020年12月1日 至 2021年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年2月25日 定時株主総会	普通株式	43,614	15	2020年11月30日	2021年2月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年2月25日 定時株主総会	普通株式	44,208	15	2021年11月30日	2022年2月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	26.18円	34.17円
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	76,432	100,837
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	76,432	100,837
普通株式の期中平均株式数(株)	2,919,331	2,951,251
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	25.36円	33.46円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	94,678	62,643
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年10月14日

株式会社エクスマーション

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 禎

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村 仁士

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エクスマーションの2021年12月1日から2022年11月30日までの第15期事業年度の第3四半期会計期間（2022年6月1日から2022年8月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年12月1日から2022年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エクスマーションの2022年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。